

Payment Card Industry オンサイト監査業務約款

第1条(総則)

1. 本約款は、国際マネジメントシステム認証機構株式会社(以下「当社」といいます。)が、PCIセキュリティ基準審議会[PCI Security Standard Council](以下「PCI SSC」といいます。)作成のPayment Card Industry(以下「PCI」といいます。)の各セキュリティ基準の要求事項に適合するクレジットカード会員情報を取り扱う情報システム(以下「カード会員情報システム」といいます。)を持つ者(以下「契約者」といいます。)に対して、当社のオンサイト監査を実施するための諸条件を定めるものです。なお、以下では、本約款に基づいて当社と契約者との間で成立する契約のことを「利用契約」といいます。
2. 本約款は、オンサイト監査に関連して、当社と契約者の間に生ずる全ての関係行為に対して適用するものとします。
3. 本約款に用いられる文言は、他に特段の定義がなされない限り、PCI SSC作成の各セキュリティ基準において用いられる意味によるものとします。
4. 当社及び契約者は、本約款に定める義務を誠実に履行することに同意するものとします。
5. 当社は本約款を変更することがあります。この場合、本約款の変更に伴う提供条件(料金その他を含みます。)の変更は、特段の定めがない限り、本約款の変更と同時に、自動的に全ての利用契約に適用されるものとします。なお、本約款の変更に際しては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し事前にその内容を告知します。(告知は、当社のWebページなどで行います。)

第2条(監査)

1. 契約者は、契約者にとって機密事項に相当するもの及び立ち入り不可能な事務所、作業エリアが存在する場合は、予め当社に報告するものとします。
2. 契約者は、当社がオンサイト監査を行うにあたり、次の各号に定める事項を履行するものとします。オンサイト監査が開始された後に各号に定める事項が遵守されていないことが判明した場合には、当社は、その判断により、オンサイト監査を中断できるものとします。
 - (1) 当社に対しオンサイト監査に関するすべての記録及び文書を開示すること、
 - (2) 当社担当者及び当社の指定する者の事務所及び作業エリアへの立ち入り及び関係者へのインタビューを許可し、かつ、これらが円滑に行われるよう配慮すること。
 - (3) PCI の各セキュリティ基準の要求事項及び監査基準に従って、すべての苦情もしくは是正処置を記録し、当社の要求に従ってその情報を開示すること
 - (4) 責任者を選任し、当社に通知すること
3. 契約者は、監査時のサンプリング確認等の監査証拠となる各種ログを当社へ提出するものとします。但し、契約者の情報セキュリティ上の制限等により提出できない場合は、監査終了日から3年間契約者にて保管するものとします。
4. 当社は、契約者に対し、オンサイト監査の終了後、対象となったカード会員情報システムと事業所所在地を記載した、PCIの各セキュリティ基準の準拠に関するレポート(以下、監査報告書といいます)を提出します。監査の証としては、監査証明証を発行します。
5. 契約者は、利用契約に基づいて契約者が履行すべき義務を監査対象組織(資本関係の有無に関わらず)にも遵守させるものとし、当社に対し、対象組織の行為につき全責任を負うものとします。
6. 監査証明後、契約者は、当社が決定するまたは当社の認定機関(PCI SSC等)から要求されているオンサイト監査サイクルにて定期的にオンサイト監査を受け入れるものとします。
7. 契約者は、契約者のカード会員情報システムが前回オンサイト監査の際にPCIの各セキュリティ基準の要求事項及び監査基準に適合していた部分が適合しなくなった場合には、どの時点においてもすみやかに書面にて当社にその旨を通知しなければならないものとします。当社は、契約者のカード会員情報システムが継続的に有効であるかを確認するため、定期的に契約者の事業所を訪問することがあります。
8. 当社は、次の場合、PCIの各セキュリティ基準の有効性を判断するため、一回ないし複数回の短期予告監査等を行うことがあります。契約者は有効性判断に必要な証拠等を当社に提出するものとします。
 - (1) 定期監査を実施したカード会員情報システムのPCIの各セキュリティ基準の有効性に疑いがある場合
 - (2) 苦情を受けた場合
 - (3) 重大な不適合があるおそれがある場合
 - (4) 監査証明条件と異なる広告または宣伝が行われた場合
 - (5) その他証明の有効性を脅かすような情報を確認した場合等
9. 契約者は、監査されたカード会員情報システムに関する以下の重大な事項については、全て当社へ報告するものとします。
 - (1) 法律上、商業上、組織上の地位又は所有権の変更
 - (2) 組織及び経営層(例えば、重要な管理層、意思決定、又は専門業務に携わる要員)の変更
 - (3) 監査されたカード会員情報システム範囲の変更
 - (4) カード会員情報システム及び業務プロセスの重大な変更
 - (5) 監査範囲における重大なセキュリティインシデントの発生
10. 契約者は、事業内容の変更やシステム及び事務所の移転等により、監査対象となるカード会員情報システムの範囲が変更される場合には、すみやかに書面にて当社にその旨通知するものとします。当社は、かかる通知を受けた場合、変更部分の適合性についてオンサイト監査を実施します。
11. 当社は、PCIの各セキュリティ基準の要求事項や監査基準に変更があった場合には、契約者に通知いたします。契約者は基準毎に定められる期間において、新しい要求事項や監査基準に適合するためのオンサイト監査を受け入れるものとします。

12. 当社は、契約者の一部に常態化したまたは重大な要求事項や監査基準の不適合があり、定められた期間においては是正が確認できない場合には、監査報告書の提出の拒否または回収及び監査証明証の取消し、または失効させる場合があります。
13. 認定機関(PCI SSC等)から当社に依頼があった場合、契約者は、当社オンサイト監査への認定機関からの監査チームの立会いを受けられる義務が発生します。
14. 当社は、契約者のオンサイト監査に訓練中の監査員の受け入れを依頼することがあります。契約者は明確な忌避理由がない限り、当該監査員のオンサイト監査への参加を受け入れるものとします。
15. 契約者は、オンサイト監査の際、自己の従業員(派遣社員、業務委託先従業員を含みます。)をオンサイト監査に同席させるときは、その者の機密保持について全責任を持つものとします。
16. 当社は、オンサイト監査実施前にカード会員情報システムの監査対象範囲内の事業について、予備調査を実施することがあります。
17. 当社によるオンサイト監査及び監査証明マークの表示のために、契約者は監査サイクルにおいて次の料金を当社に支払うものとします。
 - (1) 予備調査料金
 - (2) 基本料金(事務手続きのための費用)
 - (3) オンサイト監査料金(監査計画書の作成を含む)
 - (4) フォローアップ監査料金
 - (5) 監査報告書の作成及びレビュー料金
 - (6) 監査範囲変更に伴う監査料金(監査対象ロケーションの変更・追加等を含む)
 - (7) 短期予告監査料金
 - (8) 監査証明証発行料金
 - (9) 東京23区外の場合のサイトまでの移動費用、宿泊費の実費
18. 契約者は、オンサイト監査が原則としてサンプリングで行われること、サンプリングで取り上げなかったことについて、不適合が存在する可能性があることを承知します。

第3条(監査証明マーク、監査報告書及び監査証明証)

1. 当社の監査証明の信頼性を保つため、契約者は、監査証明マークについて、当社所定の監査証明マーク使用規程に同意し、かつこれを遵守の上、広告宣伝用パンフレットその他の資料(電子データ、紙など媒体の如何、社内向け、外部向けを問わず、以下「広告宣伝用資料」といいます。)に、利用するものとします。
2. 契約者は、監査証明マークおよび監査証明証について、誤解を与えるような使用・表明、引用を自ら行わず、また第三者にもこれを行わせないようにするものとします。
3. 以下に該当する場合は、当社はいつでも監査報告書の提出の拒否または回収及び監査証明の取消し、または失効を行うことができるものとします。
 - (1) 契約者が利用契約に違反した場合
 - (2) 契約者のカード会員情報システムがPCIIの各セキュリティ基準の要求事項や監査基準に適合していないと判断される場合
 - (3) 監査の過程において、監査に重大な影響を与える虚偽説明等が確認された場合
 - (4) PCI各セキュリティ基準制度の信頼性を著しく毀損するおそれがある場合(法令違反等)
4. 契約者は、当社から監査証明の取消し、または失効の通知を受けた場合には、広告宣伝用資料に利用した監査証明マークを含む証明に関するすべての記載を直ちに停止または中止するものとします。
5. 監査証明の有効性を脅かすような事実や疑義(クレジットカード情報に関わるセキュリティ事故等)を契約者からの報告や報道などにより当社が確認した場合、契約者の監査証明マークを含む証明に関する記載を一時的に停止する場合があります。
6. 監査証明マーク、監査報告書及び監査証明証の所有権及び著作権その他の一切の知的財産権等は当社に帰属するものとし、契約者はこれに同意し所有権に属します。
7. 本約款において明確に契約者に付与された権利を除き、当社は、監査証明マーク、監査報告書及び監査証明証に関する所有権及び著作権その他の一切の知的財産権等も契約者に譲渡・利用許諾するものではありません。
8. 本条第4項の定めにかかわらず監査証明マーク、監査報告書及び監査証明証は、同書記載の注意事項を遵守した上で契約者に利用許諾されます。ただしその所有権及び著作権その他の一切の知的財産権等は契約者に譲渡されないものとします。

第4条(機密保持)

1. 契約者及び当社は、利用契約を通じて知り得た相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密情報及びこれらに含まれる個人情報(以下機密情報といいます。)を第三者に開示・漏洩等してはならないものとします。
2. 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報に当たらないものとします。
 - (1) 受領者が開示を受けた時点で、既に合法的に知得していた情報
 - (2) 受領者が開示を受けた時点で、既に公知となっていた情報
 - (3) 受領者が開示を受けた後、受領者の故意又は過失によらず公知となった情報
 - (4) 受領者が機密情報に依存することなく、独自に開発、作成した情報
 - (5) 受領者が第三者から機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
3. 監査判断に用いた証跡等は、PCI SSCとの契約により、監査後3年間当社にて保有するものとします。
4. 本条第1項にかかわらず、当社が法令等により機密情報の開示を要求された場合、当社は機密情報を開示することができるものとします。

ただしその場合は、法令等によって規制されない限り、当社は契約者に通知するものとします。

5. 本条第1項にかかわらず、当社がPCI SSCとの契約により機密情報の開示を要求された場合、当社は機密情報を開示することができるものとし、また、監査証拠の提示を要求された場合、契約者は当社に提出するものとします。
6. 本条に基づく機密保持義務は、利用契約の終了後も3年間効力を有するものとします。

第5条(当社が行う契約の解除)

1. 契約者が本約款に違反した場合、当社は直ちに利用契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、契約者に次のいずれかの事由がある場合は、予め契約者に通知することなく利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手続開始の申立てがあったとき
 - (2) 保有する財産について仮差押、仮処分、差押、競売の申立て又は公租公課の強制処分がなされたとき
 - (3) 支払停止、手形・小切手の不渡り、取引停止処分その他著しい信用悪化の状況に陥ったとき
3. 利用契約の終了に伴い、契約者の監査証明は直ちに無効となり、契約者は、広告宣伝用資料に利用した監査証明マーク等を含む監査証明に関するすべての記載を中止し、かつ契約終了から30日以内に署名入り監査報告書及び監査証明証の原本及びコピーを当社に返却することとします。なお、当社から要請があった場合、すべての記載が撤去された旨の書面による確認を当社に提出することとします。

第6条(損害賠償の範囲)

1. 万一、契約者が当社による監査に起因して何らかの損害(情報等が消失、破損もしくは滅失したことによる損害、又は契約者が監査報告書から得た情報の使用等に起因する損害を含むがそれに限定されません。)を負うことがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、一切の賠償責任を負わないものとします。
2. 当社の義務違反により生じた賠償責任については、損害を生じさせた事象の発生日より前6カ月の間に契約者が当社に支払った金額を限度とし、また契約者が現実かつ直接に被った損害(逸失利益及び特別利益は含みません。)の範囲に限定されるものとします。
3. 契約者が監査証明マーク、監査報告書及び監査証明証を利用したことにより第三者に損害を与えた場合、契約者は自らの責任において解決するものとし、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

第7条(反社会的勢力の排除条項)

1. 当社及び契約者は、それぞれの相手方に対し、自ら及び自らの役員、従業員並びに自らの下請け及び再委託先(以下「関係者」といいます。)について、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社及び契約者は、それぞれの相手方に対し、自ら又は自らの役員、従業員が、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当することを行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び契約者は、相手方若しくは相手方の役員、従業員又は関係者が、暴力団員等若しくは本条第1項各号のいずれかに該当し、又は本条前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は本条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手方との取引を継続することが不適切であると認められた場合には、利用契約を解除できるものとし、この場合、相手方は一切の異議を申立てないことを確認する。
4. 当社及び契約者は、前項の規定に基づいて利用契約が解除されたことにより、自らに損害が生じた場合にも、相手方になんらの請求をしないこと、及び本条前項の規定に基づく利用契約の解除により相手方に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負うことを確認する。

第8条(契約の成立)

1. 利用契約は、契約者が当社に対し当社所定の申込書にて申込みをし、この申込みに対して当社が承諾した場合に、当社の承諾の日をもって成立するものとします。
2. 申込者若しくは申込者の役員、従業員又は関係者が暴力団、暴力団員等若しくは第7条第1項または第2項の各号のいずれかに該当する場合には、申込資格がないものとします。
3. 万一、利用契約成立後に申込資格がないことが判明した場合(利用契約成立後に申込資格がなくなった場合も含みます。)には、当社は直ちに利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、オンサイト監査の申込みを承諾しないことがあります。その場合、当社は申込者に対しその旨を通知します。
5. 契約者がメール等、当社が定めるサービス申込書と別の書式、方法で申し込みを行い、当社が受理した場合、本約款が適用されるものとします。
6. 利用契約成立後、契約者が自己都合により利用契約を解除する場合には、契約者は、監査実施前の契約解除の場合は当社が定める基本料金を、監査実施中及び監査実施後の契約解除の場合は基本料金及び監査費用の全額を、契約解除料として当社に支払うこととします。

す。

第 9 条(料金等の支払方法)

契約者は当社に対し、第 2 条第 16 項所定の料金等を、請求書記載の支払期限までに当社指定の銀行口座に振込み支払うものとします(振込手数料は契約者の負担とします。)。また、契約者が当社に対して支払った料金は、いかなる場合でも返還されないものとします。なお、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

第 10 条(割増金及び延滞損害金)

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額の 2 倍に相当する額を割増金として当社が指定する期限までに当社が指定する方法により支払うこととします。また、契約者が、料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払期限を経過してもなお支払いがない場合、契約者は、年 6%の割合による遅延損害金(1 年を 365 日として日割計算)を当社が指定する方法により支払うこととします。

第 11 条(消費税)

契約者が当社に対し監査に係る料金等を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し当該料金等を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 12 条(再委託)

当社は、当社が必要と認めるときは、監査業務の全部又は一部を第三者に再委託することができることとします。

第 13 条(準拠法と管轄裁判所)

本約款に関する準拠法は日本法とします。また、契約者と当社との間の利用契約に関わる紛争については、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

本約款は、2008 年 7 月 16 日に発行し、それ以降のサービスのご利用に適用されます。

(2008 年 7 月 16 日制定)

(2010 年 3 月 1 日改訂)

(2011 年 1 月 31 日改訂)

(2011 年 6 月 1 日改訂)

(2013 年 6 月 1 日改訂)

(2022 年 11 月 5 日改訂)

国際マネジメントシステム認証機構株式会社
東京都品川区上大崎 2-24-11 目黒西口 M2 号館 5F
代表電話番号(03)5719-7533 FAX 番号(050) 3737-4783